

(案)

名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

別表(2)イに掲げる対象施設等が大規模修繕を実施する際に、介護ロボット・ICTを導入するために必要な経費を支援する事業。なお、大規模修繕とは別表(7)の表中(1)又は(2)に該当するものをいい助成を受けているかは問わない。また、介護ロボット・ICTの対象機器、導入計画の策定及び導入効果の報告は別表(9)のとおりとする。

別表(2) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業		対象施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年5月11日老高発0511第2号・老振発0511第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の対象経費を準用する。）
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（※1） ・養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・介護付きホーム（※1）	1 定員あたり 458 千円 496 千円	
・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 宿泊定員あたり 458 千円 496 千円	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 事業所あたり 7,630 千円 8,250 千円	

※1 ケアハウスは特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの、介護付きホームは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。

(案)

別表(7) 大規模修繕

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。